

病気について

集団生活では、いろいろな病気にかかる機会が多くなります。病気にかかった場合は、症状に加え食欲や機嫌等、子どもの全身状態をよく観察し、無理をせず余病の併発を起こさないことが大切です。感染症の病気の場合は学校保健安全法に準じ、他の子どもへの感染を防ぐとともに、病気にかかった子どもが集団生活に適応できる状態に回復するよう、園を休んでいただきます。

学校保健安全法による感染症の病気で休んでいただく期間は下記の通りです。しかし、これはおおよその目安であり、個々の子どもにより回復の期間等には差があります。そのため、病後の園への登園は医師の指示に従ってください。下記の他にも感染症の病気がありますので、医療機関では必ず保育園に通っていることを伝え、診察を受けてください。

主な感染症の病気

病名	主な症状	登園のめやす	感染しやすい期間
はしか(麻疹)	発病2~3日間は38°C前後の発熱、鼻水、咳、目やに等の症状が出る。一度熱が下がるが、半日もすると再び、39~40°Cの高熱、発疹が出る。	熱が下り3日を経過してから。	発熱する1~2日前から発疹が出てから4日の間
風疹	発熱と同時に発疹がでて、耳の後ろや首のリンパ腺がはれる。発熱、発疹は3日くらいでなくなる。	発疹がなくなつてから。	発疹が出る7日前から出た後の7日間
水ぼうそう (水痘)	発疹が全身に出て水ぼうとなる。約1週間後には、全部がかさぶたになる。不機嫌、食欲不振、発熱を伴うこともある。	すべての発疹がかさぶたになつてから。	発疹が出る1~2日前からすべての発疹がかさぶたになるまで。
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	1~3日間微熱が続き、多くは片方の耳下腺が軟らかく腫れ、軽い痛みがある。2~3日経つと反対側もはれてくることもある。	耳下腺、頸下腺または舌下腺腫脹が発現した後5日を経過し、且つ全身状態が良好になってから。	耳下腺の腫れる3日前から腫れた後4日の間。

病名	主な症状	登園のめやす	感染しやすい期間
百日咳	風邪のような症状が1~2週間続き、次第に咳がひどくなる。夜中に咳が多く、顔を真っ赤にして苦しがり、嘔吐することもある。	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから。	咳が出始めてから2週間、抗菌薬内服開始後7日間
インフルエンザ	突然高熱が出て寒気、頭痛、腰痛、関節痛等がおきる。咳は回復期になって出てくる。食欲不振や不機嫌程度の症状の時もある。	発症した後5日を経過し、且つ、解熱したあと3日を経過してから。	発病1~2日前から発病後3~4日の間。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱とともにのどの痛みと赤みを伴い、目の充血、目やに、涙目。頭痛、食欲不振、全身倦怠感を伴うこともある。	発熱や目の症状がなくなり2日を経過してから。	発病後2~4週間
溶連菌感染症	突然高熱が出てのどが赤く腫れて痛み、頭痛がある。舌が赤くなりぶつぶつが出る(イチゴ舌)。細かい発疹が体に出るが、口の周囲にはでない。熱が下がり発疹の色が消えると皮膚が向けてくる。	抗菌薬治療開始後24時間を経て、熱が下がり全身状態が回復してから。	抗菌薬内服後24時間が経過するまで。(治療しなかった場合2~7日間)
手足口病	夏風邪の一種。微熱とともに、手のひら、足の裏、膝、尻、口内に水ほうがある発疹が出る。口の中が痛むことにより、食欲が落ちることがある	発熱や口腔内の水泡の影響がなく普段の食事が取れてから。	発疹が出て3~5週間
りんご病(伝染性紅斑)	微熱と風邪のような症状のあと、両頬に鮮やかな紅班が出て、1~2日経つと腕や太股にも紅班ができる	全身状態がよいこと。	風邪症状発現から顔に発疹が出るまで。

病名	主な症状	登園のめやす	感染しやすい期間
感染性胃腸炎	嘔吐、下痢が主な症状。下痢は軽いものから、水や牛乳のような便で回数が多いものまであり、脱水症状を起こす場合もある。時に発熱を伴うこともある。	嘔吐、下痢がおさまり、全身状態が回復してから。	症状がある間と症状消失後2~3週間
流行性角結膜炎	目の充血、目やに、涙目。乳幼児は発熱、不機嫌を伴う。感染力が非常に強い。	目の症状がなくなり、主治医が登園を認めてから。	発症後2週間
ヘルパンギーナ	夏風邪の一種。高熱と口腔内(上あごの奥)に水ほうができる。	発熱や口腔内の水疱の影響がなく普段の食事が取れてから。	発症後3~4週間
とびひ(伝染性膿痂疹)	水疱性の発疹と黄色いかさぶたの発疹の2種類がある。かゆみを伴い、搔くと広がる。	かさぶたが乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度であること。	効果的治療開始後24時間まで。

* 登園届（別紙1）について

感染症罹患時の登園停止基準は、上記のとおりです。

保育園からの登園届を受診時に持参して、医療機関のゴム印等を押してもらう、あるいは、各医療機関で作成したものを受診時にもらってくる、という形でH25年度より「登園届」を担任または事務所に提出していただきます。

用紙は、ご家庭でコピーして使って頂くか、事務所まで取りに来てください。